

ポストコロナの金融政策

2022年8月31日に、金融庁から「**2022 事務年度金融行政方針**」が公表されています。

* 金融庁の事務年度：7月～6月、毎年8月下旬に各年度の方針を公表

全部で、約200ページにわたっていますが、ここでは、概要について紹介します。

中小企業の支援に関しては、「経済産業省の中小企業庁」が主になりますが、中小企業に資金を提供する銀行などの金融機関を管理監督するのが「金融庁」になります。

そのため、**金融庁の方針によって、金融機関の中小企業に対する関わりが変わり、融資や支援態勢に影響がでます。**

金融行政をさらに進化させる

内外の環境が大きく変化する中、職員的能力・資質の向上を図り、データ等に基づく分析力を高めるとともに、国内外に対する政策発信力を強化する。

※ 詳しくは [「2022 事務年度金融行政方針について」金融庁公表](#)

メインバンクとのコミュニケーション

最近メインバンクの対応が悪いと思われる経営者であれば、メインバンクとの関係を一度見直す必要があります。

- ・定期的に業績報告をしているか、
- ・業績改善の計画書を提出しているか、

借入金 は年間売り上げの4分の1が理想ですが、2分の1でも業績が回復基調であればよいのです。

メインバンクがなければ、作るようにいたしましょう。

その際重要なのは、

- ・金融機関の目線で自社を見つめ、課題の見える化をしているか！
- ・具体的対策をしているか！
- ・改善計画書を作成しているか！

これらの必要なアクションが求められます。

J B G 専門家倶楽部の役割

今回の金融庁の方針では、各地方銀行はその経済圏（地域経済）の発展のために、「企業間のマッチング」や「産学官金の連携（産業界、大学、地方自治体、金融機関）」などの推進に力を入れることを促しています。

その中で、金融機関だけでは、不十分な点があり、各専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、司法書士、社会保険労務士、行政書士など）や民間のコンサルタントとの連携も増えてくると考えています。

ＪＢＧ専門家倶楽部にご相談頂きますと、
現在の状況を確認して最適な進め方を検討し提示して、その実行を支援します。
総合受付センター
０７０－１５９６－７５５４